

○ 2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋久志です。一般質問は、2 項目を行います。2 項目目は演壇でさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1 項目は、高齢者福祉・介護保険事業の町の施策と対応を問う件でございます。今、国会では、社会保障税一体改革をめぐる論戦が行われております。消費税 10 % の増税、物価スライドなどを理由とする年金の削減、医療の窓口負担の増加、今回テーマにもなっておりますけれども、介護保険料の負担増などがございます。

この中身は、国民に消費税大増税の社会保障改悪も押しつける一体改革の内容でございます。内容がわかるにつれまして、多くの国民が反対の声を上げているところでございます。私どもは、社会保障税一体改革は容認できない。この立場を貫いております。

介護保険制度と後期高齢者医療制度の保険料の大幅値上げは、私たちの生活を脅かす内容になっており、大問題になっているところでございます。そこで介護保険並びに後期高齢者、高齢者福祉施策と介護について何うものでございます。

1 点目は、介護保険制度の関係でございます。開成町介護保険制度の第 4 期は、2011 年度末までとなっております。現在、1 号、65 歳以上の関係者ですがけれども、介護保険料は、月額 3,500 円でございます。第 5 期（2012 年から 2014 年度）3 カ年の介護保険料について、今後決めなければいけない課題があるわけでございます。

介護保険料は、生活が厳しい状況を踏まえて、いかにして負担を軽減するかが課題になっております。介護保険財政調整基金がございます。これらの利用や、また軽減措置をもとに引き上げるべきではないというふうに私は考えているところでございます。介護保険料の開成町の見通しと対応について何うものでございます。

2 点目は、神奈川県後期高齢者医療広域連合は、ことしの 2 月 3 日の定例会で、2012 年から 2013 年度、ここは 2 年間の関係でございますけれども、1 人当たり保険料平均年額を 9 万 5,600 円にし、5.64 % 増の 4,836 円の値上げを広域連合の中で賛成多数で可決している状況になっております。そこでの問題点は、保険料の上昇を抑えるための努力が見られず不満点がございます。これを踏まえて、町の所見及び 75 歳以上の高齢者数の実態と値上げによる影響金額、町独自の福祉施策への対応について何うものでございます。

3 点目の件でございますが、これは建設的な提案をさせていただく関係で質問いたします。ふえ続けるひとり暮らしの高齢者を見守る体制づくりのために、自治会や民生委員に個人情報提供が求められております。2011 年 3 月に国の個人情報保護審議会が「公共の利益がある」として例外的な情報利用を認めています。情報利用で訪問事業や災害時要援護者制度等にぜひ活用してほしいものでございます。

なお、この件について、神奈川新聞でも報道されておりましたが、ことしの 4 月から横浜市は地域の民生委員に、75 歳以上の独居老人の個人情報を提供し、訪問事業を本格的に始めようとしております。町として、見守り活動の推進のためにも、前向きに取り組んでほしいが、どのように考えているか、何うものでございます。よろし

くお願い申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

高橋議員のご質問にお答えします。1 問目の介護保険料についてですが、65 歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3 年ごとに見直しを行い、第5期は平成24年度から26年度までとなります。介護保険料は、町の3年間の介護サービスの供給量等に基づき、その費用から基準額となる保険料を算定し、被保険者の所得状況等に応じて設定する仕組みであります。要介護認定者数は、現在、416人から平成26年度には480人と推計をしております。今後は、介護サービスの必要性がさらに高まることが見込まれ、利用者の増加に伴い、介護保険料の負担の増加は避けられない状況であります。

第5期の介護保険料の基準額は、4,300円と設定をしております。第5期の介護保険料の増加要因としましては、一つは、人口の伸びに伴う高齢者人口の増加とそれに伴う要介護認定者の伸びによるものです。

平成22年度の要介護認定者の伸びは、対前年時3.7%の増、平成23年度は11.7%の増となり、平成24年度以降も同様に伸びが見込まれております。また、利用者1人当たりの給付費も増加傾向にあります。

二つ目としましては、地域密着型の特別養護老人ホームが、平成24年4月から開設されることにより、新たなサービスの利用が加わります。高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯等の増加などの家族状況の変化により、年々入所の待機者数が増大しています。

特別養護老人ホーム入所待機者数は、昨年の10月1日現在44名、うち在宅の方が16名でした。今まで介護サービスなどを利用しながら、在宅生活をしていた高齢者にとって、安心して、地域で生活できる場として、また、特養の待機者の解消として、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスが新たに提供されます。定員は29名ですが、24年度は、利用者を16名と見込んでおります。

三つ目は、国の動向によるものです。第1号被保険者の負担割合が20%から21%になったことや、介護報酬の改定があります。改定率は1.2%のプラス改定となっております。

また、介護療養型利用施設の廃止期限が、平成29年度末まで6年間延長されたことで、入所者が増加したことも要因の一つです。

開成町として、少しでも保険料の上昇を抑制するための方策として、次の3点を実施いたしました。

1点目は、神奈川県 of 財政安全化基金の取り崩しです。都道府県に設置されている財政安定化基金は、介護保険財政に不足が生じたことになった場合に、市町村に貸付、交付される仕組みとなっています。第5期計画では、介護保険法が改正され、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩し、それを市町村に交付して、保険料抑制に充てることが可能となりました。

神奈川県でも、本来の目的に支障がない範囲で取り崩し、市町村に交付し、保険料

の軽減に活用していきます。開成町は、約300万円交付される予定です。

2点目は、町の介護給付費、準備基金の取り崩しです。第4期の介護給付費準備基金の余剰金である積立金は、平成22年度末では、約1,500万円でした。

しかし、平成23年度末の基金残は、960万円となります。第5期の保険料の上昇率が大きいのので、基金を全額取り崩し、第1の保険料の上昇抑制に当てます。

3点目は、低所得者の負担軽減と多段階の設定です。保険料負担段階、第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えているものとされております。

しかし、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、保険者の判断で、第3段階の区分所得を細分化することを国が可能にしたことから、開成町でも、細分化を行います。

新第3段階の該当要件は、市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額120万円以下のものとしました。第3段階の細分化及び給付費の増大に伴い、第4期の最高段階である11段階上に、もう1段階ふやします。

本人の前年の合計所得金額が600万円以上の方に、調整率を1.95とし、13段階を導入し、所得や負担力に応じた保険料を賦課します。

以上が今回の介護保険料の設定に關しての考え方です。介護保険制度は、社会全体で介護を支える制度です。介護保険料については、できるだけ上昇を抑制したいところですが、保険料は給付とのバランスで成り立っている以上、保険料の上昇はやむを得ないと考えております。

今後も開成町としては、介護保険制度を適正に運営していくために、真に必要な介護サービスが提供されているかどうか検証し、ケアプランのチェック、住宅改修の適正化、医療情報等の給付費を適正化に努めます。また、予防を重視し、効果的な介護予防事業を推進します。

次に、2点目の質問にお答えします。後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改正をされます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が被保険者となるための医療制度で、高齢者の医療費の財源について、5割を公費、4割を若い世代の保険料、残りの1割を被保険者である保険者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしております。

後期高齢者医療制度の保険料は、一人当たりの定額の保険料、均等割と所得に応じた保険料、所得割を合計した額となっており、負担能力に応じた保険料を負担していただいています。

保険料の計算のもととなる保険料率は、制度を運営する各都道府県の後期高齢者医療広域連合が決定し、平成22年度に続き、今回が2回目の改正です。

今回の保険料改正では、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、高齢化の進展による被保険者の増加や、1人当たりの医療費の上昇などにより、医療給付が年七、八%増加すると見込んでおります。保険料の上昇を抑制するため、余剰金と財政安定化基金を85億円投入して、保険料を決定していますが、保険料の上昇は抑えられない状況です。

開成町の後期高齢者の割合は、平成21年度末で1,291名、前年度から106名の増、平成22年度末で1,362名、前年度から71名の増となっております。

平成21年度は、被保険者の伸び率は、県下でトップの8.9%増で、平成22年度も引き続き伸び率は上位を占めております。

開成町の後期高齢者の1人当たりの医療費は、平成22年度は、77万1,672円となっております。開成町の被保険者が利用した医療費、給付費の12分の1を負担することになっている、神奈川県後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金は、平成23年度の当初予算で7,000万円、12月補正で8,000万円に増額補正し、平成24年度当初予算では9,000万円、著しく増加をしております。開成町だけでなく、神奈川県全体で見ても医療給付費の伸びは著しく、保険料の上昇はやむを得ないと考えております。

なお、今回の保険料の一人当たりの保険料は、年額4,836円、5.6%の値上げとなりますが、平成23年度、平成24年度の保険料の値上げによる開成町の保険料収納額の増額は約1,600万円と推計をされております。

次に、町独自の施策ですが、後期高齢者に対する保険事業としては、健康診査を実施しています。開成町では、しいがし健診と住民へPRしておりますが、75歳以上で生活習慣病による定期受診及び内服治療のない方を対象に実施をしております。また、予算区分では、介護保険事業となりますが、介護予防事業も継続して取り組みをいたします。

今年度、後期高齢者連合組合、広域連合では、県内の保険事業が、市町村により異なることに対して、見直しを行っております。同一保険料を負担していることを考慮すると、被保険者が居住する市町村により受けられる保険事業に差が生じないようにする方向で検討を進めております。市町村に対して行ったアンケート調査では、国保でも実施している、高齢者向けの保険事業については、後期高齢者になっても継続して実施したほうが良いと回答した市町村は9割となっております。今後も、保険事業については、県が統一して実施していく方向で検討を進めます。

次に、3問目の質問にお答えします。高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者の増加を続けております。その見守り体制をさらに充実させていくことは、重要な町の施策となっております。平成18年度から実施している災害時要援護者登録制度は、自治会、民生委員、開成町社会福祉協議会と町が密接に連携し、着実に登録者をふやしております。その基礎となる対象者は、民生委員や、町社協の在宅福祉活動により把握している高齢者や障害者などの福祉対象者です。この福祉対象者の把握による個人情報提供については、民生委員の行う在宅福祉等調査事務、いわゆる民生委員による戸別訪問活動や地域の福祉対象者把握活動ですが、ひとり暮らしの方も含む高齢者や障害者などの情報を提供しています。このことは、開成町個人情報保護条例に沿って、平成17年3月、審査会により適当であると認められたもので、目的の範囲内で個人の権利、利益を侵害することのないように、最小限の提供が認められているものであります。

ここでは、民生委員が、厚生労働大臣から委嘱されている地方公務員であり、義務を課せられている立場であることも考慮しております。現状では、福祉対象者の把握のために、自治会への個人情報の提供はしておりません。この福祉対象者の方々に対して、自治会と連携して、要援護者、制度への登録関与を行っております。登録の際

には、本人同意をいただいて登録をする。いわゆる手挙げ方式で、制度適用をしております。現在のところ３９３名の方が登録をいただいております。

ここで横浜市の例を紹介させていただきますと、平成２３年度において、ひとり暮らし高齢者、地域で見守り推進事業、一部の区でモデル事業として実施しており、民生委員及び地域包括支援センターへ７５歳以上のひとり暮らし高齢者の個人情報を提供しております。これも横浜市の個人情報保護条例に沿って、審査会の諮問答申を経て進めているものです。このような動きは、各自治体へも広まっております。開成町における、高齢者などの見守り活動については、人口増や、ひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、開成町の持っている住民自治活動の豊かさを十分に生かした自助、公助、共助の連携と共同による取り組みをさらに進めます。その中で個人情報の提供については、転入者などの情報を素早くつかむには、横浜市の方式も有効であり、今後も他自治体の取り組みを調査、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○２番（高橋久志）

それでは再質問を行います。まず、先ほど国の社会保障税の一体改革、お話しさせていただきましたけれども、今回の介護保険に関しても、国の動向というのですか。この国の改正が、今回の値上げに関して、大きな要因を占めているという、私はそういうふうに思っているところでございます。

国は、介護保険制度の第１号被保険者の負担割合を２０％から２１％に改定していること。

それから、処遇改善交付金というものを４月から廃止して、これを介護報酬の増額で手当しているほうが、介護保険の値上げの要因にもなっているというふうに私は受けとめているところでございます。こうした国の、私たち国民のやはり介護保険の件について、国の財政を減らす目的で、こういったものが行われていると、これが今回の第５期の介護保険の値上げにつながっているのではないかと、私は思うのですけれども、こうした国の関係について、どのように町としては受けとめているのか、所見を町長に伺います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに国の法律の関係の改正の部分においても、影響は今回の値上げ、あると思います。

しかし、法律は法律ですので、今の時点においては、それを守ってやっていると。問題がある部分については、国、県を通して、運営に対しての要望をこれからもしていくという形で臨んでいきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○２番（高橋久志）

今回の介護保険に関してもそうですし、これから質問しようとしています、広域連合に関しても、やはり自治体から国に対して言うべきことはきちんと言う中で、私たち町民の暮らしを守っていくと、負担増を軽減すると、今後もぜひ頑張っていただきたいと、こう思っているところでございます。

第5期、平成24年度から26年度、西暦で言えば2012年から2014年になりますけれども、今回の介護保険料の改定については、3月議会でも提案されているという状況がございまして、基本的なところを含めて質問させていただければ、こう思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第4期の基準枠の月額3,500円、第5期の基準枠は800円の値上げで、月額4,300円というものが上程されているというふうになっています。この22.9%はかつてない、2年目の改定というふうに言われておりますけれども、大幅な値上げだというふうに私は認識をしているのです。年額では、9,600円という形になっているわけでございます。低所得者の負担軽減のために、きょう一般質問の関係で関連資料をいただいておりますけれども、国のほうの、やはり段階は6段階、第4期については11段階、今回は、負担軽減も含めて13段階にしていると、それは理解せざるを得ないのかなというふうには私は思っておりますけれども、あわせて低所得者の関係についても、そこも賦課しているということが今回の特徴ではないのかなというふうに、実は思っているところでございます。

そこで、この表の中の第5期の調整率について質問させていただきたい。調整率の1.0、いわゆる第5段階の基準額、これが基準値と違って、結局は表のとおりでございます。この調整ですが、所得の少ない0.5の方から、今回、13段階として、所得金額600万円以上新たに設けて設定されています。1.95、この調整率というのは、国の指導に基づいて、多段階については国が認めているという話がございましたけれども、これをさらに多段階にすることも可能だというふうに受けとめていいのかなどうか。要するに所得の多い方に、応分の富裕層の方に負担をして、保険料を下げると、こういう工夫もあってもいいのではないかと、多段階については理解しますよ。その辺のことについて、検討しているのかなどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今の多段階化ですけれども、高橋委員おっしゃるとおり、通常ですと、その0.10というのが非常になるわけです。ですから、今回、政令が12月に出まして、国の基準に比べて、さらに多段階してよろしいということですから、開成町の場合は、その第三段階、通常にあった0.72のところ、そこをさらに区分分けして、0.68にして、所得の低い方を、さらにそこを引き下げをするという工夫をしているということで理解をいただきたいと思います。

ただ、やはりそこで下げますと、当然入ってくる保険料というのは少なくなってしまうから、やはりどこかでそこはカバーしなければいけないわけです。それは旧来あった、その11段階ところにも、もう一段以下工夫して、13段階まで通る形にして、その所得の高い方にご負担を全体的にいただくというふうな形で調整をし

ていくというのが実態です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

私の質問は、13段階これ以上にやはり所得が多いところを多段階にすることは可能かどうかとそここのところにメスを入れれば、富裕層の関係を含めて、応分の負担をしていただけると、それで保険料を下げる工夫ができるのではないかなということですから難しい予算があるならば、研究していただければと思っているところですが、答弁いただければありがたい。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。介護保険法の中で、第39条という政令がありまして、その中で第1段階と第2段階については、4分の2ということで、その中で決まっております。第4段階を細分化するということについては、第4期の計画を策定して、介護保険料を決めるときに、そこを細分化するということで、より低所得者に対して配慮するようにという国の指導もありまして、第4段階、国の基準としては、第4段階なんですけれども、うちの第4期でも二つ、基準額ともう一つという形で二つの段階に分けてございます。

今回の第5期の計画については、第3段階に、国の一番、一覧表の中に一番左に、国の第3段階というふうになってございますけれども、ここの第3段階を、やはり低所得者対策ということで二つに分けて、それぞれ調整率を決めて、保険者が検討して、構わないということなので、うちの町としては、第3段階、二つに分けて、一つは0.68、一つは0.72という調整率を使っております。0.72については、第4の調整率と同じ割合というような形になってございます。国が言っている第5段階以上のうちの町でいうと、今回の第5でいいますと、第7段階以上の部分につきましては、多段階化ということで、それぞれの保険者、それぞれの町の状況に応じて、その調整率というのを、町が独自で決定することができることになってございます。

うちの町としては、一応いろいろこのそれぞれの階層にどれだけの人数がいるかということで、どのようにすればいいかということで、いろいろシミュレーションをした中で検討をさせていただきました。今回、伸び率が22.9ということで、かなり上昇になったということで、この辺が調整できないかということで、再三いろいろシミュレーションとしてやったわけなんですけれども、結果的には、低所得者に配慮をして、保険料を引き下げることになると、かなり13段階以降の、例えば、調整率2.0以上を使うとかということで方策を組まないと、保険料の上昇を抑えられないという結果になってございますので、第4期は最高11段階ということで、1.85という調整率を使いましたので、今回につきましては、一応最高その上に1段階設けて、1.95という調整率を考えました。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○ 2 番（高橋久志）

時間的な配分も考えながら質問したいなと思っているところでございますけれども、そこで大幅値上げがされておりまして、準備金の取り崩し、こういう形に取り入れられていくことは承知をしております。

しかし、生活の実態からして、大幅値上げ 800 円は、これを何としても抑え込んでいく方法というものを、やっぱり見出していないのではないのかなというふうに恐らく感じているところでございます。

近隣の自治体像、介護保険料の状況をもし把握していたら、教えていただきたい。私のつかんでいる範囲の中では、松田町は、月額 3,800 円を、今回、議会にかかっている途中だと思うのですが、100 円安くして 3,700 円、こんな話も聞いておりますし、中井町等では 4,000 円台を超しているわけですが、これは据え置くような状況もつかんでいるところです。もし、簡単で結構ですが、状況がわかったら、教えていただきたい。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、近隣の状況ということでございますけれども、中井町については 4,340、山北町では 4,200 円、松田は議員がおっしゃったとおり 3,780 円、南足柄は 3,948 円、小田原市は 4,090 円、湯河原町が 4,407 円、あと真鶴は 4,320 円、あと箱根が 3,867 円ですか、こんな状況にあります。

ただ、4 期を比べてみると、逆に 4 期が開成町は 3,500 円でしたけれども、既に山北あたりは 3,900 円、松田は 3,800 円とうちよりかなり高目になっていきますので、その分、開成町が基金の積み立てが少なかったという感じはしております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○ 2 番（高橋久志）

条例、その他で出されておりますので、改めてそこで述べさせていただきたい。

次に、後期高齢者医療制度の件で質問させていただきたいと思います。一人当たりの平均保険料額が 9,560 円、このうち医療給付費が 6 万 4,343 円、その他として、調査費として 2,267 円、これは内訳が私の調査段階では出されております。

もともと民主党政権は、後期高齢者医療制度を廃止すると言っておきながら、今回しなかった関係で、広域連合では、これは審議しなければいけないという背景があるということは認識をしております。これもやはり値上げが、私が述べましたように、大変な状況になっているんですけれども、広域連合に対して、今、市町村におかれる実態を踏まえて、きちんとやっぱり意見を述べてもらいたいと、こういうふうに実は感じておりますけれども、その辺はどういうふうにしているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

広域連合意見をということですが、これは常々運営協議会を通じて、広域連合のほうに意見を述べ、国に言ってもらうように、そういった形では対処はしているところでもあります。

ただ、1点、誤解を招くといけませんので、ちょっと申し述べたいのですけれども、一人当たりの医療費自体が1人当たり神奈川県は、全国で2番目で、9万何がしの金額になっています。やはり医療費自体につきましては、保険料率という区分がございますから、それで計るのが通常であろうと思います。

前回までですと、保険につきましては、神奈川県は7.4%を使っていたわけでございます。それが47都道府県で見ると30、逆に1人当たり3万9,260円の均等割は47都道府県中34番目という、真ん中より低目、北海道あたりが一番高く、10.28%、ですから、自治体的には、1人当たりの個人の医療費がどのくらいかで大体落ちつく形になっています。なぜ、そういうふうにならしてもらっちゃうかということ、神奈川県の方は、75歳以上で高額な方が結構いらっしゃいます。ですから、基準総所得を比べた場合でも、神奈川県の75歳は平均しますと121万6,000円ほどあります。それが岩手とか、そういうところになると45万6,000円ですから、そこで3倍ぐらいになっちゃいますから、結局ならしていくと、どうしても神奈川県が高い。ただ、率合いで見れば、それほどは高くないということはお理解いただけたと思います。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

後期高齢者医療制度というものは、被保険者数や医療給付が伸びることで保険料が上昇すると、こういう仕組みになっているわけですね。

今回、広域連合の関係で、答弁は要らないですけれども、いわゆる余剰金が、2010年から2011年度45億円、抑えるために取り崩すべき実態がありますけれども、20億円ほど残した形があつて、やはりそこを抑えるための努力が見えないということをお願いしたい。こう思っています。

私たちの暮らしに直結する介護保険、あるいは後期高齢者医療制度、いかに暮らしを守っていくさまざまな負担軽減策、こういったものについて、なかなか私から見れば、努力が見られないというので非常に残念に思っているところでございます。

今後については、今後も、引き続きこの問題については取り上げていかざるを得ないというふうに感じているところでございます。

次に2項目めに移らせていただきたいと思います。2項目めは、足柄消防の充実を求めるべきでは。という点でございます。

1点目は、神奈川県西部消防広域化協議会第3回会議、首長会議ですけれども、1月30日に開催され、2市6町のすべての首長から、広域化へ参画することが、判断が示されていることは、私も承知しているところでございます。

さて、平成23年12月22日に足柄消防組合の構成自治体1市5町の首長から小田原加藤市長に提出した要望書が出されているわけでございます。小田原市からの1月30日に回答が出されているというふうに私も把握しておりますが、こういったも

のは、やはり議会等に明らかにすべきだと、これがなされていないということで、この項目をおこしたところでございます。

そこで、足柄消防組合の関係において、納得できる回答が得られたのかどうか。これが調べなきゃわからないということではまずいのではないかと思うのですけれども、いかがだったのか、簡単に結構ですけれども、お答え願いたい。

失礼いたしました。2点目、「広域消防グランドデザイン」は2市6町の枠組みにおいても基本的には有効としております。「広域消防グランドデザイン」では消防広域化後に署所の統廃合、部隊の見直しを行うことが明確にされております。これはこれから見ますと、消防力を低下させることなく職員の減員による人件費の削減で財政負担を軽減することが望ましいと、具体的に書いていると。今は、現実的には、そのままいきますけれども、今後は、このとおりやるということだというふうに解釈をしているところでございます。

こうした当面現状を維持するとしており、どのように受けとめたらいいのか、伺うものでございます。

3点目の関係でございすけれども、本当に広域化が必要なのかどうか、私は疑問に感じているところでございます。神奈川県の中で5ブロックありまして、県西地区が先んじてやっていると、もう少し具体的に、ほかのブロックを見た上で、慎重に扱う課題ではないかというふうに感じております。なぜ急ぐのか、なかなか理解できません。やはり今、小田原市消防の整備力からしても、足柄消防の整備力は高いですね。そこにさらに東日本大震災をふまえて拡充すると、これが今、求められているのではないかなというふうに思っていますけれども、その辺のお答えを願いたい。改めて足柄消防の充実が基本じゃないかということで、改めて伺うものでございます。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

2項目目のご質問にお答えします。消防の広域化については、1月30日に開催された、神奈川県西部消防広域化協議会において、協議事項がまとまり、広域化を進めることで、2市6町の首長間で合意がなされたところであります。平成24年度末の広域化実現に向けて、今後とも必要な手続を進めてまいります。

それでは、議員の質問に順次お答えします。まず、小田原市長あての要望書についてですが、昨年12月22日に、足柄消防組合を構成する1市5町の首長連盟で、5項目からなる県西地区2市6町による消防の広域化に関する要望を小田原市長あてに提出をいたしました。これは消防広域化に向けた議論を円滑に進める上で、克服しなければならない主要課題を1市5町の総意として取りまとめ、要望書として提出をしたものであります。いずれの項目も、小田原市側には、真摯に受けとめていただくことができました。要望事項のうち、1、消防サービスの水準の確保。2、足柄消防組合の資産の取り扱い。3、退職手当の負担。4、委託議会側との連携確保。この4項目については、すべて協議事項に反映させていただくことができます。また、5、特別会議の設置については、今後、小田原市議会との調整もあることから、小田原市

長より口頭ではありますが、反映の方向で検討するとの発言をいただいております、適切な対応がなされるものと考えております。

次に、広域消防グランドデザインの関係ですが、消防署の配置や、部隊編成については、各署所がこれまで養ってきた消防団や自主消防組織等の連携体制の継承や、激変緩和の観点から、広域化後も、当面の間は現状を維持することとしております。将来的には、各市、町の合意のもと、広域化による効果を最大化する観点から、署所の所管区域や配置職員数、配置車両等について見直しを図っていくことが必要とされております。これらの消防の将来像については、広域消防グランドデザインの考え方も踏まえ、新たに将来ビジョンとして、平成24年度以降に取りまとめていく予定であります。

最後に広域化の必要性についてですが、消防の広域化は、高齢化の進展や人口減少が進み、現状よりも厳しくなる市町村の財政状況の中で、災害や事故の多様化や大規模化、住民ニーズの多様化など、消防力を取り巻く環境変化に十分に対応するために実施するものであります。そのために改革を行う財政力や、消防力があるうちに体制強化を図ろうとするもので、消防組織法に基づく基本方針において、平成24年度をめどに広域化を実現することとされている。

県西部2市6町による広域化においても、シミュレーションを行った結果、広域化による消防力のさらなる向上と財政負担の軽減が図られるものと見込まれております。

開成町においては、仮に広域化しないとしても、人口が増加していることから、将来の負担金の増加が見込まれております。したがって、広域化による財政負担の軽減が大きなメリットと開成町としてはなっております。

また、広域化に伴う一番の負担である初期投資経費についても、期限までに広域化を実現すれば、国、県の財政支援を得ることができ、大幅に経費負担の軽減を図ることができます。これらの状況から足柄消防組合を構成する一員として、開成町としても、消防広域化を着実に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

消防広域化の取り組みの進展について、実は、こういった資料を私、調査で得ているわけですね。1月30日に開催された、第3回目の中で、第2回までは、32項目の協議、この中で5項目ほど、足柄消防組合から相手に要望書が出された経過。

今回は、これに加えて10項目プラスして協議されている。やはりこういった協議事項というものを、我々、これから解散審議の条例も出ているわけですが、こういうものをきちんと提示をしていただいてもらわないと困ると。まず、その辺の資料提供について、どう考えているか、お答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

これまでのさまざまな協議の中で、ご指摘のような詳細な資料等が出ているケースもありますけれども、基本にご判断いただく必要であるかとか、十分な資料というものは、これまでもお出ししてきたというふうに考えています。したがって、今後につきましても、そういった資料については、適宜お出ししていくというふうに考えています。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務委託方式、小田原市になるわけでございまして、小田原市の議会というものは、小田原市市議会が事務委託のさまざまな分野、広域消防に関して審議する場になります。小田原市以外の住民は、消防に対する意見は、議会を通して反映させる機会を失うことになるというふうに私は思っているわけです。

この計画では、意見調整組織として、神奈川県西部広域消防運営協議会を設立して、必要な聴取を実施するとしておりますが、協議会の構成が首長及び議会議員となっているけれども、具体的な広域の予算から、さまざまな関係については、小田原市、市議会が握っているということは間違いないと私は思うのですが、その辺はどのようなのですか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

現在の協議の方向から考えますと、事務委託方式ですから、当然、消防に関する予算計上は小田原市の消防費に計上されるということになります。特別会計を設置した場合においても、小田原市の特別会計ということになります。ただ、その予算の計上の内容については、委員が先ほどおっしゃったとおり、そういった協議組織の中で事前に協議したものが反映されていくという形になります。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

どうも格好いい形で、意見調整組織と、こういうふうにしておりますけれども、やはり実態はそういうふうにはならないと、要は小田原市、あるいは小田原市議会で、この広域化になれば、全体、いわゆる小田原市以外全体を見て、今の段階では、2市6町の間係を把握して、消防体制をしていくと、それはわかるんですけれども、やはりここにも問題点があるのではないかなというふうに思っております。

広域からの必要経費は人口割というふうに、これは足柄消防組合とちょっと違うわけだというふうに私は認識しておりますけれども、いわゆる現有財産を、私から言えば、小田原市に差し出す形になっていると。必要経費は、これまでそれぞれの市町村が負担をするという形であり、こういった状況を踏まえるならば、何ら経費の削減にならないのではないのかというふうに私は思ひます。

開成町の状況について、事前に資料をいただいた中では、開成町にとっては、負担

軽減の大きなメリットも出ているということは、私も承知をしております。

しかし、足柄消防組合全体として構成されている中で、開成町だからこれでいいんだというわけにはいかないというふうに私は認識しております。やはり、東日本大震災を踏まえて、さまざまな今後予想される災害、あるいは生命、財産をどう守っていくか。こういう観点からは、消防力の態勢強化、整備強化、これがなってくるのではないかなと。

今、経費の削減はならないんじゃないかとしたんですけれども、私はそう受けとめてですけれども、経費の削減になるなら、お答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

基本的に消防力といいますのは、規模が大きい団体のほうがより効率的で、合理的で、高度な消防力を有することだというのは、全国的な、普遍的な傾向でございます。

したがって、小田原市に仮に1市6町が委託をしたという形になりますと、人口30万以上の規模の消防力を持つということになりますので、これらは当然のことながら、消防力の強化ということに将来的にもつながっていくということになります。

また、経費につきましても、現在の財政シミュレーションにおいても、広域化をしますと、全体では、10年間、18億円ぐらいの経費の削減にはなるだろうというふうに言われております。また、本町においても、当然のことながら1億円のオーダーの経費の削減にはなるというふうに現在の段階では考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

私が気にしているはもう一つございまして、消防力の整備指針、国の整備指針は75%、もともと国の整備指針が100%になっていない。こういう中で、足柄消防組合、あるいは南足柄市、小田原市消防、こういった場合を見たときに、足柄消防の充足率、いわゆる整備率というのが、先ほどお話ししたように、高い状況ですね。やはり消防力の整備指針というものが広域の計画の中に具体的に載っていない。

例えば、100%に近づけるために、整備力を高めていくと、こういうものが明示されない限り、私たちの生命、暮らし、財産、この広域化によって、現状維持では済まないと思うのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。現状の国の整備指針に沿ったらどういうことかというようなことだと思うのですけれども、それにつきましては、先ほど町長がご答弁しましたように、広域化当初については、現状維持、しかし、その後、全体のバランスを見た上で整備をしていくために、将来ビジョンというものをつくっていかうと、そういうことでございますので、現在、このような状況で整備指針にのっとりた整備を今

の段階で行いますというような判断はできないものと考えておりますし。

また、もう一点申し上げれば、整備指針で今一番足りないところは、予防要員の部分というふうに私どもは把握しております。その部分につきましても、小田原消防と足柄消防が一体となった場合には、消防本部の管理部門の人員は、これはうきます。その部分を予防要員にとりあえず当て込むということになっておりますので、消防力全体が下がることには当たらないと、そのように考えております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

今の段階では、消防広域化になった時点については、支所とか、そういうものは現状維持をします。

しかし、24年度末ですか。仮に消防広域化になった場合、資料では13名の職員が統合されますから職員も減る。全国の広域化されている状況を踏まえれば、県西地域は特別のような感じなのですね。今の段階では、何もいじらないと。これは広域化を進めるための一つ方策ではないかなというふうに感じてならないわけですね。やっぱりそういうものをきちんと明らかにしていくのが消防で大事だと思うのですけれども、その辺が見えないというふうに思っておりますので、その点が大きな課題であるしというふうに思っているところでございます。

あと、2市6町が1月30日に消防広域化、3月6日の神奈川新聞に、真鶴町の議会で記事が載っておりました。本会議の直前に、湯河原町と業務委託しているわけですが、その議案を撤回する。こういった状況、それぞれの自治体が行うこと、議会が行う話ですからしませんが、私が言いたいのは、こういった2市6町の中でも、いろいろな条件があると、したがって、そんなに早急に急がなくても、いろいろな関係を決めて、対応すべき大きな課題だということなのですけれども、その辺の所見を聞かせていただきたい。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

昨日の神奈川新聞の記事だったというふうに記憶しておりますけれども、おっしゃるとおり、真鶴町が、議案を撤回されたというのは、確認しております。真鶴町さんには、それぞれの内部的な事情もあろうかと思っておりますので、その件に関しては、私どものほうでとやかく申し上げるところはないわけですが、基本的に、1市5町足柄上地区と小田原市との関係、プラス真鶴町との2市6町での広域化というものを私どもとしては、基本的に今後も尊重する形で業務を進めていきたいというふうに考えてございます。何らかの形で、仮に真鶴町さんが抜けるということになったとしても、それほど大きな影響ということはないと思っておりますし、また、広域化は、高橋議員とはちょっと見解が異なるとは思いますが、平成24年度中には、財政的な部分も含めて進める必要があるというふうに考えます。

以上です。

○2番（高橋久志）

議長、時間ですので、終わります。